

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 道路使用許可申請に係る手数料免除の再延長について

1 要旨・目的

国土交通省等において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の支援として緊急的に措置されている、地方公共団体と地域住民等が一体となって取り組む路上利用に対する道路占用の許可基準の緩和及び占用料の免除を受けて、警察署長が行う係る道路使用許可についても、同様に許可し申請手数料を免除していることについて、その適用期間を令和4年3月31日まで延長する。

2 現状・背景

昨年6月から、国土交通省等において措置されている道路占用の許可基準の緩和及び占用料の免除に伴い、警察署長が行う係る道路使用許可についても許可し、申請手数料を免除することとしており、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、国土交通省等の適用期間に合わせて、令和3年9月30日までを適用期間としていた。

3 概要

(1) 対象者

- ア 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- イ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体
(商店街振興組合、商工会等を含む。)

(2) 実施内容

当該道路占用に係る道路使用許可について、公益上やむを得ないものとして許可するとともに、支援の必要性から、道路使用許可申請手数料(2,400円)を免除する。

(3) スケジュール

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

(4) 予算(国庫・単県)

—

(5) 今後の対応

- ア 県警察ホームページにより周知する。
- イ 今後、国及び道路管理者と緊密に連携し、当該特例措置及び措置終了後の対応について、必要な取組を適切に推進する。